

2月号



# おおもり青色申告会 おおもり青色申告会

No.0683

一般社団法人 大森青色申告会

令和5.2.1

受付で会員カードをご提示下さい。

## 期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～3月15日(水)です。振替納税は4月24日(月)



消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～3月31日(金)です。振替納税は4月27日(水)

当会では、コロナ対策としての三密回避や待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしておりました。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがあります。今年も抽選で豪華景品をプレゼントしています！（※景品がなくなり次第終了）

予約期間には個別の相談時間が多く取り、ゆっくり相談できる環境を作つてございますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持つてご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

## 早期提出にご協力を！

【期限後申告のデメリット】

申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、「訂正申告」をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、「修正申告」又は「更正の請求」の手続きが必要になります。「修正申告」の場合は、延滞税及び過少申告加算税の納付が必要となることがあります。「更正の請求」の場合にも、証憑書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付される場合もあります。

また、65万円又は55万円の青色申告特別控除が受けられなくなる他、融資等に悪影響が出るケースや、青色申告の承認自体を取り消される場合もあります。

12月上旬にお送りしました「確定申告相談のご案内」のP4～P5のチェックリストを必ずご覧下さい。

一般社団法人大森青色申告会では、「税理士会」の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書を受付けます。

(1)

令和4年中に土地や建物・株式等の譲渡を行った方や、初めて住宅ローン控除を行う方へ

当会会報で度々ご案内しておりますが、当会では令和4年分の確定申告期指導より、原則、第3表（土地建物や株式等に関する譲渡所得）に係る指導や、初回の住宅借入金等特別控除（2回目以降は除く）の指導を行わないことになりました。

上記に該当する方は、お早めに税務署にて指導を受けていただきますようお願い申し上げます。

なお、事前に税務署にて指導を受け、かつ、書類が完成している場合は通常どおり当会で決算書・申告書を併せてお預かりします。

## 保険加入キャンペーン実施中！

令和5年2月1日から3月14日にかけて、

毎年恒例！保険加入キャンペーンを実施しております！キャンペーン対象の保険は右記の3つとなりますので、ぜひこの機会にご加入ください！

今年も抽選で豪華景品をプレゼントしています！（※景品がなくなり次第終了）

### 団体介護保険

NEW

- ・掛金が月額1000円！
- ・85歳まで新規加入OK
- ・加入時の口数は満定期までご継続可！（最大5口）

### 青色傷害保険

- ・掛金が月額1000円！
- ・通院、入院などの補償が充実！熱中症も対象
- ・90歳まで加入可能！

### 青色共済

- ・掛金が必要経費に！
- ・入院1日から見舞金を給付。手続きも簡単
- ・「青色ドック」をお得な割引価格で！

●キャンペーンや保険に関する詳細は、会報等で配布しているチラシ等をご覧いただか普及員もしくは事務局職員までお問い合わせください。

去る1月12日(木)に大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する『協力要請状』が潮見税務署長より手渡され、後日当会の徳永会長から『保秘等に関する確認書』を潮見税務署長へ提出し、個人情報保護の順守を約束した。青色コーナーは、確定申告期に青色申告制度の普及推進と納税者の記帳水準の向上の為に大森税務署の外部会場の池上会館に設置される青色申告会のコーナーである。2月14日から運営が開始され、当会の青色推進委員が従事する。

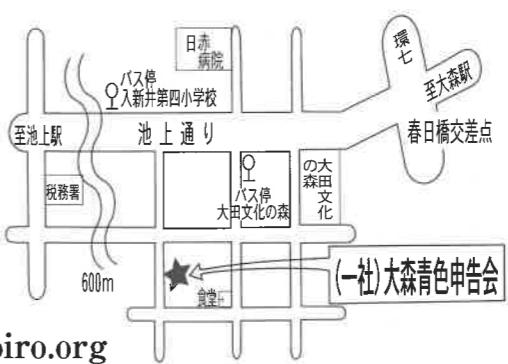


## 事務局よりお知らせ

3月16日(木)は創立記念日のため、3月17日(金)・20日(月)は税務研修の為お休みとなります。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com  
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



繁忙期を迎える1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定ですが、是非ご利用ください。

無料法律・保険相談  
休止のお知らせ

(4)

## ▶事務局からのお知らせ

指導サポート料(決算カンパ)のお願い

令和4年11月開催の理事会において、本年も引き続き「指導サポート料」をお願いすることで対応していくことが決議されました。役職員一同一丸となり頑張ってまいりますので何卒会員の皆様のご理解をいただきたくご案内申し上げます。

このサポート料は確定申告に臨時でかかる指導員、電子申告などでかかる郵送費・人件費、また消費税の増税からの経費負担分として利用させていただきます。

何卒今後の運営のためにもご理解の上ご協力いただけますようお願いいたします。

## 税務上の取扱い

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いになります。

一般社団法人大森青色申告会 会長 徳永洋昭

会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員皆様の会費で運営をしています。確定申告期のご予約を取っていただく場合、令和4年分の会費の未納がありますとご予約をお受けすることが出来ません。先着順相談期間の場合も同様です。会費が未納になっている方はご相談当日に納付していただくか、事前に納付していただきます様お願いします。

また、12か月以上会費が未納となりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再度入会されるケースが見受けられますが、その場合再入会時に昨年度からの未納会費分と併せて翌年度の会費も頂戴することとなりますのでご了承ください。

**申告会でキャッシュレス決済をご利用いただけます！****【ご利用いただけるお支払いは下記のとおりです】**

- ・確定申告期の決算サポート料（協力金）
- ・当会会費及び青色共済掛金の未納分（※通常の納入方法としてご利用は出来ません）
- ・各種帳簿の購入代金

**【ご利用可能なキャッシュレス決済は下記のとおりです】**

- ◆クレジット/デビット/プリペイドカード（タッチOK）◆
  - ・VISA ・MASTER ・JCB ・AMERICAN EXPRESS
  - ・Diners Club ・DISCOVER ・Union Pay銀聯
- ◆電子マネー◆
  - ・iD ・楽天Edy ・WAON ・nanaco ・QUICPay
  - ・各種交通系電子マネー（Suica等）
- ◆QRコード決済◆
  - ・auPAY ・d払い ・楽天Pay ・メルペイ 他

**確定申告期 スケジュール**

令和4年分 所得税決算申告指導	予約制受付	令和5年 2月1日（水）～3月9日（木）	完全予約制 お電話でご予約ください。土曜日のご予約は2月18日、 2月25日、3月4日の午前中のみとなります。 ※1月10日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は 行いませんのでご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	令和5年 3月10日（金）～3月14日（火）	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月11日の午前中のみ (受付は11時まで)です。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用ください。
令和4年分 消費税申告指導	先着順受付	令和5年 3月22日（水）～3月31日（金）	受付時間：午前9時～11時00分、午後1時～3時30分 土曜日は営業しておりません。 ◆令和2年分の売上課税高が1,000万円以上の方等は、 令和4年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。 ◆10%・軽減税率対象8%分で資料等を区分してください。 区分していない場合は、ご相談をお断りする場合がございます。

※昨年12月上旬にお送りしております『確定申告のご案内冊子』内に、「持参書類チェックリスト」を設けております。申告相談前に必ずご確認ください。

**【新型コロナウイルス感染防止のために】**

申告会では会員の皆様並びに指導職員の「健康を守ること」を第一と考え、新型コロナウイルス終息宣言が発令されるまでの期間においては、感染防止・感染拡大防止対策をとりながらの対面での相談をさせていただきます。ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いします。

**[申告会での感染予防・感染拡大防止対策について]**

- ①職員は、手洗いうがいなど衛生面に留意し、マスク着用にて対応します。
- ②出入口には消毒薬を設置いたします。
- ③受付・対面での相談場所には飛沫防止シートを設置いたします。
- ④相談等終了後、机、椅子などの備品を都度消毒いたします。

**[ご来所される皆様にお願いする事] (ご相談をお受けする場合の条件)**

- ①マスクの着用のない方、発熱・体調不良がわかる方、咳込みの激しい方は事前に予約頂いている場合であってもご相談の受付をお断りいたします。
- ②来所の際には、マスクの着用と消毒薬や石鹼での手洗をお願いします。
- ③来訪時、検温を実施させていただきます。
- ④ご相談はお一人（1事業主）1日1回を限度とし、おおむね30分～45分程度とさせていただきます。※対応時間はご相談内容によって異なります。
- ⑤ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者1名でお願いします。付き添いの方の場合は、相談時には1階にてお待ちください。
- ⑥万が一、申告会に於いてクラスターが発生した場合や職員が感染した場合は、先着順期間（令和5年3月10日～3月14日）を短縮する場合があります。できるだけ予約期間をご利用いただき、先着順でおいでいただく場合には電話やホームページでご確認の上おいでください。先着順期間が短縮されても振替期間はありません。
- また、予約期間に発生した場合には先着順期間を短縮し振替ます。
- ⑦先着順期間では三密を防ぐため整理券の配布等で対応させていただきます。
- ⑧三密を回避するため混雑時には指導会場への入館制限をかけることがあります。